

官報

平成二十一年四月十七日

○第百七十一回 参議院會議録第十八号

平成二十一年四月十七日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十八号

平成二十一年四月十七日

午前十時開議

第一 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

平成二十一年四月十七日 参議院會議録第十八号

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案外二件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員会理事木庭健太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(木庭健太郎君登壇、拍手)

○木庭健太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、未承認国との商業的取引等についての民事裁判権、国連国家免除条約のほかに本法律を制定する必要性、本法律の基本的考え方と主権についての制限免除主義、日本国内における外国の軍事的活動による人の死傷、物の

滅失等に対する民事裁判権の有無等について質疑を行いました。その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百二十六
賛成	二百二十六
反対	〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 日程第二 米穀の新用途への利用の促進に関する法律案
日程第三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案

日程第四 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長平野達男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(平野達男君登壇、拍手)

○平野達男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、米穀の新用途への利用の促進に関する法律案は、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するため、基本方針の策定並びに生産製造連携事業計画及び加工等に適した稲の新品種育成計画の認定について定めるとともに、これらの計画の認定を受けた者に対する農業改良資金助成法等の特例を創設しようとするものであります。

次に、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案は、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置を講ずるとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、取扱事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存並びに産地情報の伝達を義務付けようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、政府が検討すべき

事項を追加し、飲食料品の取引等に係る基礎的な情報の記録の作成、保存等及び加工食品の主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加える旨の修正が行われております。

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、以上の三案を一括して議題とし、まず千葉県で現地視察を行うとともに、事故米穀の不正規流通問題の再発防止策、新用途米穀の需要喚起に必要な効果的施策、米穀等の産地情報伝達とJAS法の原料原産地表示との関係、米のトレーサビリティ導入に係る関係事業者の負担軽減策、すべての飲食料品にトレーサビリティを導入する必要性、米の適正な流通を確保するための監視体制の在り方、米の用途別管理等におけるふり下米の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより三案を一括して採決いたします。
三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

よって、三案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第五 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長内藤正光君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔内藤正光君登壇、拍手〕

○内藤正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図るため所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、地上デジタル放送への

完全移行に向けた取組強化、デジタル化に伴う空き周波数帯の有効活用、受信機器購入等の支援対象世帯に対する施策の周知徹底と支援拡大の必要性、移動受信用地上放送が人間形成に与える影響と良質な番組の確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七

賛成

二百十九

反対

八

よって、本法案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第六 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長有村治子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔有村治子君登壇、拍手〕

○有村治子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地取引等の際の自主的な土壌汚染調査の増加、搬出された汚染土壌の不適正処理などの現状にかんがみ、汚染の状況把握のための制度の拡充、講ずべき汚染の除去等の措置を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壌の適正処理の確保に関する規制の新設などの措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、規制対象区域の略称を改め、また、都道府県知事は、公共施設等の設置者に対し、土地の形質の変更に際しての土壌汚染の調査が必要な土地かを把握させるよう努める旨の規定を追加するとともに、施行期日を改める修正が行われております。

委員会におきましては、衆議院における修正の趣旨と環境省の認識、土壌汚染の資産除去債務に関する会計基準、豊洲の土壌汚染問題と本法律案の適用関係、住宅地における土壌汚染対策の在り方等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田委員より、要措置区域内に

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、謹んで御報告申し上げます。（拍手）

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（江田五月君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長（江田五月君）投票の結果を報告いたします。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

○議長（江田五月君） 本日はこれにて散会いたします。

柔石

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

障がい者制度改革推進法案(谷博之君外七名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第三十七号)審査報告書

米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律案(閣法第二十八号)審査報告書

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(閣法第二十九号)審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第五十九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国民健康保険料(税)の賦課徴収に当たって予定収納率を考慮した賦課総額の設定を求めている国民健康保険課長通知に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第一三四号)

イレッサの副作用被害問題などに関する質問主意書(小池晃君提出)(第一三五号)

白リン弾の使用禁止に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一三六号)

汚染者負担原則に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三七号)

裁判官の非行と報酬等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三八号)

審査報告書

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月十六日

法務委員長代理 理事 木庭健太郎

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

第一節 免除の原則(第四条)

第二節 裁判手続について免除されない場合(第五条—第十六条)

第三節 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除されない場合(第十七条—第十九条)

第三章 民事の裁判手続についての特例(第二十条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権(裁判権のうち刑事に係るものを除く)のものをいう。第四条において同じ。が及び範囲及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「外国等」とは、次に掲げるもの(以下「国等」という。)のうち、日本国及び日本国に係るものを除くものをいう。

一 国及びその政府の機関

二 連邦国家の州その他これに準ずる国の行政区画であつて、主権的な権能を行使する権限を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、主権的な権能

を行使する権限を付与された団体(当該権能の行使としての行為をする場合に限り。)

四 前三号に掲げるものの代表者であつて、その資格に基づき行動するもの

(条約等に基づく特権又は免除との関係)

第三条 この法律の規定は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではない。

第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

第一節 免除の原則

第四条 外国等は、この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判権(我が国の民事裁判権をいう。以下同じ。)から免除されるものとする。

第二節 裁判手続について免除されない場合

(外国等の同意)

第五条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、特定の事項又は事件に関して裁判権に服することについての同意を明示的にした場合に、訴訟手続その他の裁判所における手続(外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続を除く。以下この節において「裁判手続」という。)のうち、当該特定の事項又は事件に関するものについて、裁判権から免除されない。

一 条約その他の国際約束

二 書面による契約

三 当該裁判手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面による通知

2 外国等が特定の事項又は事件に関して日本国の法令を適用することについて同意したことは、前項の同意と解してはならない。

(同意の擬制)

第六条 外国等が次に掲げる行為をした場合には、前条第一項の同意があつたものとみなす。
一 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立て

二 裁判手続への参加(裁判権からの免除を主張することを目的とするものを除く。)

三 裁判手続において異議を述べないで本案についてした弁論又は申述

2 前項第二号及び第三号の規定は、当該外国等がこれらの行為をする前に裁判権から免除される根拠となる事実があることを知ることができなかつたやむを得ない事情がある場合であつて、当該事実を知つた後当該事情を速やかに証明したときには、適用しない。

3 口頭弁論期日その他の裁判手続の期日において外国等が出頭しないこと及び外国等の代表者が証人として出頭したことは、前条第一項の同意と解してはならない。

第七条 外国等が訴えを提起した場合又は当事者として訴訟に参加した場合において、反訴が提起されたときは、当該反訴について、第五条第一項の同意があつたものとみなす。

2 外国等が当該外国等を被告とする訴訟において反訴を提起したときは、本訴について、第五条第一項の同意があつたものとみなす。

(商業的取引)

第八条 外国等は、商業的取引(民事又は商事に係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引(労働契約を除く。))をいう。次項及び第十六条において同じ。)のうち、当該外国等と当該外国等(国以外

のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。)以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間のものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 当該外国等と当該外国等以外の国等との間の商業的取引である場合

二 当該商業的取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合

(労働契約)

第九条 外国等は、当該外国等と個人との間の労働契約であつて、日本国内において労務の全部又は一部が提供され、又は提供されるべきものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 当該個人が次に掲げる者である場合

イ 外交関係に関するウィーン条約第一条(e)に規定する外交官

ロ 領事関係に関するウィーン条約第一条1(d)に規定する領事官

ハ 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において当該外国等(国以外のもの)にあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。)を代表するために雇用されている者

ニ イからハまでに掲げる者のほか、外交上

の免除を享有する者

二 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合

三 当該個人の採用又は再雇用の契約の成否に関する訴え又は申立て(いづれも損害の賠償を求めものを除く。)である場合

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て(いづれも損害の賠償を求めものを除く。)であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立てがあつた時において、当該個人が当該外国等の国民である場合。ただし、当該個人が日本国内に通常居住するときは、この限りでない。

六 当該労働契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合。ただし、労働者の保護の見地から、当該労働契約に関する訴え又は申立てについて日本国の裁判所が管轄権を有しないとするならば、公の秩序に反することとなるときは、この限りでない。

(人の死傷又は有体物の滅失等)

第十条 外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によつて生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当

該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによつて生じた損害又は損失の金銭によるてん補に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(不動産に係る権利利益等)

第十一条 外国等は、日本国内にある不動産に係る次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用

二 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用から生ずる当該外国等の義務

2 外国等は、動産又は不動産について相続その他の一般承継、贈与又は無主物の取得によつて生ずる当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(裁判所が関与を行う財産の管理又は処分に係る権利利益)

第十二条 外国等は、信託財産、破産財団に属する財産、清算中の会社の財産その他の日本国の裁判所が監督その他の関与を行う財産の管理又は処分に係る当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(知的財産権)

第十三条 外国等は、次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等有すると主張している知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産に關して日本国の法令により定められた権利又

は日本国の法律上保護される利益に係る権利をいう。次号において同じ。の存否、効力、帰属又は内容

二 当該外国等が日本国内においてしたもの主張される知的財産権の侵害
(団体の構成員としての資格等)

第十四条 外国等は、法人その他の団体であつて次の各号のいずれにも該当するものの社員その他の構成員である場合には、その資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 国等及び国際機関以外の者をその社員その他の構成員とするものであること。

二 日本国の法令に基づいて設立されたものであること、又は日本国内に主たる営業所若しくは事務所を有するものであること。

2 前項の規定は、当該裁判手続の当事者間に当該外国等が裁判権から免除される旨の書面による合意がある場合又は当該団体の定款、規約その他これらに類する規則にその旨の定めがある場合には、適用しない。

(船舶の運航等)

第十五条 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶の運航に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、当該船舶が軍艦又は軍の支援船である場合には、適用しない。

3 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶による貨物の運送に関する紛争の原因となる

事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

4 前項の規定は、当該貨物が、軍艦若しくは軍の支援船により運送されていたものである場合又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的のみに使用され、若しくは使用されることが予定されているものである場合には、適用しない。

(仲裁合意)

第十六条 外国等は、当該外国等(国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この条において同じ。)以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間の商業的取引に係る書面による仲裁合意に關し、当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該仲裁合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。ただし、当事者間に書面による別段の合意がある場合は、この限りでない。

第三節

外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除されない場合

(外国等の同意等)

第十七条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることについての同意を明示的にした場合に、当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

一 条約その他の国際約束

二 仲裁に関する合意

三 書面による契約

四 当該保全処分又は民事執行の手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面による通知(相手方に対する通知にあつては、当該保全処分又は民事執行が申し立てられる原因となつた権利関係に係る紛争が生じた後に発出されたものに限る。)

2 外国等は、保全処分又は民事執行の目的を達することができるよう指定し又は担保として提供した特定の財産がある場合には、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

3 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解してはならない。

(特定の目的に使用される財産)

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

一 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たつて使用され、又は使用されることが予定されている財産

二 軍事的な性質を有する財産又は軍事的な任務の遂行に当たつて使用され、若しくは使用されることが予定されている財産

三 次に掲げる財産であつて、販売されておら

ず、かつ、販売されることが予定されていないもの

イ 当該外国等に係る文化遺産

ロ 当該外国等が管理する公文書その他の記録

ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物

3 前項の規定は、前条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。

(外国中央銀行等の取扱)

第十九条 日本国以外の国の中央銀行又はこれに準ずる金融当局次項において「外国中央銀行等」という。は、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、第二条第一号から第三号までに該当しない場合においても、これを外国等とみなし、第四条並びに第十七条第一項及び第二項の規定を適用する。

2 外国中央銀行等については、前条第一項の規定は適用しない。

第三章 民事の裁判手続についての特例

(訴状等の送達)

第二十条 外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状(以下この条及び次条第一項において「訴状等」という。)の送達は、次に掲げる方法によりするものとする。

一 条約その他の国際約束で定める方法

二 前号に掲げる方法がない場合には、次のイ又はロに掲げる方法

イ 外交上の経路を通じてする方法

ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法(民事訴訟法(平成八年法律

第百九号)に規定する方法であるものに限る。

2 前項第二号イに掲げる方法により送達をした場合においては、外務省に相当する当該外国等(国以外のものにあつては、それらが所属する国)の機関が訴状等を受領した時に、送達があつたものとみなす。

3 外国等は、異議を述べないで本案について弁論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法について異議を述べる権利を失う。

4 第一項及び第二項に規定するもののほか、外国等に対する訴状等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等)
第二十一条 外国等が口頭弁論の期日に出席せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合における当該外国等に対する請求を認容する判決の言渡しは、訴状等の送達があつた日又は前条第二項の規定により送達があつたものとみなされる日から四月を経過しなければすることができない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書(次項及び第四項において「判決書等」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。

3 前項に規定するもののほか、判決書等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 第一項に規定する判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八

十五条本文(同法第三百十三条(同法第三百十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三百五十七条本文(同法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。若しくは第三百七十八条第一項本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があつた日又は第二項において準用する前条第二項の規定により送達があつたものとみなされる日から四月の不変期間内に提起しなければならぬ。

(勾引及び過料に関する規定の適用除外)

第二十二條 外国等については、民事の裁判手続においてされた文書その他の物件の提出命令、証人の呼出しその他の当該裁判手続上の命令に従わないことを理由とする勾引及び過料に関する民事訴訟法その他の法令の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定は、次に掲げる事件については、適用しない。

一 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件

二 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行に係る事件

審査報告書

米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月十六日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、水田の主要な生産物である米穀の新旧用途への利用を促進するため、基本方針の策定並びに生産製造連携事業計画及び新品種育成計画の認定について定めるとともに、これらの計画の認定を受けた者に対する農業改良資金助成法、食品流通構造改善促進法、種苗法等の特例を創設しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用米等について十分な支援水準を確保すること。

また、多収品種の開発や直播栽培の導入等の低コスト化生産技術の確立及びその普及に向け

た支援を充実・強化すること。

二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立った施策の構築を図ること。

三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報伝達に関する法律案附則第五条第二項の検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用して不当な利得を得ようとする事業者が存在することを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。

五 米粉用米・飼料用米等の新旧用途米穀の生産拡大を図るには、確実な需要先の確保が重要であることにかんがみ、食品加工業者や畜産農家等の実需者が、新旧用途米穀の利用に意欲を持つて取り組める需要喚起策を講ずること。

右決議する。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年三月二十四日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案
米穀の新用途への利用の促進に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、我が国の水田が農業生産及び食料の供給に果たす役割の重要性にかんがみ、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するための措置を講ずることにより、米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新用途米穀加工品」とは、米穀粉、飼料その他の米穀の加工品であつて、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「新用途米穀」とは、新用途米穀加工品の原材料として用いられる米穀をいう。

3 この法律において「生産者」とは、新用途米穀の生産の事業を行う者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で当該生産の事業を行う者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成

員」という。)とするもの(以下「農業協同組合等」という。)をいう。

4 この法律において「製造事業者」とは、新用途米穀加工品の製造の事業を行う者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で当該製造の事業を行う者を構成員とするもの(以下「事業協同組合等」という。)をいう。

5 この法律において「特定畜産物等」とは、新用途米穀加工品である飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料とする加工品であつて、農林水産省令で定めるものをいう。

6 この法律において「促進事業者」とは、次に掲げる者又は事業協同組合その他の政令で定める法人でこれらの者を構成員とするもの(以下「促進事業協同組合等」という。)をいう。
一 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造又は販売の事業を行う者
二 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

7 この法律において「生産製造連携事業」とは、生産者及び製造事業者(促進事業者が第二号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者)が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべて(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、第一号並びに第二号イ、ロ及びハに掲げる措置のすべて)を行うことにより新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産又は販売の行程を含む。)の総合的な改善を図る事業をいう。

一 生産者と製造事業者との間における新用途米穀の安定的な取引関係の確立
二 前号に掲げる措置を行うために必要な次に掲げる措置
イ 新用途米穀加工品の原材料に適する新たな稲の品種の導入、新用途米穀の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他の製造事業者の需要に適切に対応した新用途米穀の生産を図るための措置
ロ 新用途米穀加工品の製造に要する費用の低減に資する製造の方式の導入又は施設の整備その他の新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置
ハ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するもの

8 この法律において「新品種育成事業」とは、新用途米穀加工品の原材料に適する稲の新品種の育成をする事業であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するものをいう。
(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向

二 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項
三 前二号に掲げるもののほか、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項
四 水田の有効活用、新用途米穀の適正な流通の確保その他の米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

3 基本方針は、新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造に関する技術水準、食料需給の長期見通しその他の事情を勘案して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(生産製造連携事業計画の認定)
第四条 生産者及び製造事業者(促進事業者が第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行うとする場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者)は、共同して、生産製造連携事業に関する計画(農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等にあつては、その構成員の行う生産製造連携事業に関するものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、こ

れを農林水産大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。	七 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 八 その他農林水産省令で定める事項	品種育成事業に関する計画(以下「新品種育成計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その新品種育成計画が適当である旨の認定を受けることができる。	「認定新品種育成計画」という。)に従って新品種育成事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 生産製造連携事業計画を作成する者の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名	3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その生産製造連携事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。	2 新品種育成計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 新品種育成事業の目標 二 新品種育成事業の内容及び実施期間 三 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
二 生産製造連携事業の目標 三 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者(当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。)の行う農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の農業改良措置(第八条第一項において「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。)が含まれる場合にあつては、その措置の内容を含む。)及び実施期間	5 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る生産製造連携事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新品種育成計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、新品種育成事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (新品種育成計画の変更等) 第七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定育成事業者」という。)は、当該認定に係る新品種育成計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	第八条 認定生産製造連携事業計画に従つて行う生産製造連携事業(以下「認定生産製造連携事業」という。)に農業改良支援措置が含まれる場合において、当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事業者等(第四条第一項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下この項において同じ。)又は認定製造事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。）」とあるのは「同法第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等(同法第八条第一項の認定製造事業者等をいい、当該認定製造事業者等が同法第二条第四項の事業協同組合等又は同法第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）」と、同法第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第四条中「一 農業者等」とあるのは「二 認定製造
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	2 認定育成事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	「認定新品種育成計画」という。)に従つて新品種育成事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新品種育成計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新品種育成計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新品種育成計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新品種育成計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新品種育成計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新品種育成計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項 六 生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあつては、当該飼料の製造を行う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及び当該飼料を販売する事業場の所在地	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。	3 農林水産大臣は、認定育成事業者が前条第一項の認定に係る新品種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新品種育成計画」という。)に従つて生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

事業者等」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新たな利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例）

第九条 生産者（その生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないもの）については、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又

は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例）

第十条 製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十条第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十条第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第十一条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業

務を行うことができる。

一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下この項において「食品製造業者等」という。）が実施する認定生産製造連携事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定生産製造連携事業に参加すること。

三 認定生産製造連携事業を実施する食品製造

業者等の委託を受けて、認定生産製造連携事業計画に従つて施設の整備を行うこと。

四 認定生産製造連携事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新たな利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）第十一条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは利用促進法
第二十条第一項第四号	第十四条第二項	第十四条第一項（利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十一条第一号	第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これらの規定を利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十三條第一号	第十八條第一項	第十八條第一項(利用促進法第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)
同項	第十八條第一項	
第二十三條第二号	第十九條	第十九條(利用促進法第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

(種苗法の特例)

第十二條 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第四條第一項に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六條第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成(種苗法第三條第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。)をした者

二 その出願品種が種苗法第八條第一項に規定する従業者等(次項第二号において「従業者等」という。)が育成した同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「職務育成品種」という。)であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使

用者等(以下この条において「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)について、同法第四十五條第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが

定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

(国の施策)

第十三條 国は、米穀の新用途への利用を促進するため、情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(資金の確保)

第十四條 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十五條 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十六條 農林水産大臣は、認定事業者又は認定育成事業者に対し、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十七條 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(罰則)

第十八條 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第三條 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十條第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)」を、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第 号)」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第四條 特別会計に関する法律(平成十九年法律

第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第二項第三号中「第十一条第一項」の下に又は米穀の新品用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第 号)第八條第一項を加える。

第二百二十七条第一項第一号二中「第十一条第一項」の下に又は米穀の新品用途への利用の促進に関する法律第八條第一項を加える。

審査報告書

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月十六日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、米穀等の取扱事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存並びに産地情報の伝達を義務付けようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用米等について十分な支援水準を確保すること。

また、多収品種の開発や直播栽培の導入等の低コスト化生産技術の確立及びその普及に向けた支援を充実・強化すること。

二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立った施策の構築を図ること。

三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案附則第五条第二項の検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用して不当な利得を得ようとする事業者が存在する

ることを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。

五 米粉用米・飼料用米等の新品用途米穀の生産拡大を図るには、確実な需要先の確保が重要であることにかんがみ、食品加工業者や畜産農家等の実需者が、新品用途米穀の利用に意欲を持つて取り組める需要喚起策を講ずること。

右決議する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年三月二十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

(小字は衆議院修正)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進

し、もつて国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品(米穀並びに薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。)であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

4 この法律において指定米穀等について「産地」とは、指定米穀等が米穀である場合にあってはその産地をいい、飲食料品である場合にあっては当該飲食料品の原材料である米穀の産地(飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないものその他の主務省令で定める指定米穀等)にあっては、主務省令で定める事項をいう。

(取引等の記録の作成)

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称(指定米穀等にあつては、その名称及び産地)、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項

に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者へ委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあつては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者へあつては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(米穀事業者間における産地情報の伝達)

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者へ委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期)、搬出及び搬入をした場所(他の米穀事業者との間で

搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所)その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(記録の保存)

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者(他の米穀事業者へ委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第

一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従つて当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようになる措置として主務省令で定めるものがとられている場合であつて、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知ることができるようになる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等(料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。)について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限

度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に對し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他の米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(前号に掲げるものを除く。)に関する事項 農林水産大臣

2 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項本文(第一号に係る部分

に限る。)の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 農林水産大臣
- 二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に対し、前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 一 内閣総理大臣又は農林水産大臣 財務大臣
- 二 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣

6 前項の規定により要請を受けた大臣は、当該要請を受けて講じた措置を、内閣総理大臣又は農林水産大臣の要請を受けて講じたものにあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣に、財務大臣の要請を受けて講じたものにあつては財務大臣に通知するものとする。

7 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・財務省令とする。ただし、第三条第一項、第五条及び第六条に規定する主務省令は、農林水産省令・財務省令とする。

8 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

9 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する権限の全部又は一部を国税庁長官に委任することができる。

10 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長に委任することができる。

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- 二 第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者

三 第六条の規定に違反した者

四 第九条第二項の規定による命令に違反した者

五 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽

の答弁をした者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の二の規定 公布の日
- 二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し(譲渡しの委託を含む。)をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であつて、指定米穀等であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日までの間における第三条第一項並びに第十一条第五項及び第六項の規定の適用については、第三条第一項中「名称(指定米穀等にあつては、その名称及び産地)」とあるのは「名称」と、第十一条第五項及び

第六項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあり、並びに同項中「内閣総理大臣及び農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者庁設置法の一部改正)

第六条 消費者庁設置法(平成二十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第 号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関すること。

審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月十六日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化しようとするものであり、妥当な措置と認め

る。なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、これらの法律の施行に当たり、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用米等について十分な支援水準を確保すること。

また、多収品種の開発や直播栽培の導入等の低コスト化生産技術の確立及びその普及に向け

た支援を充実・強化すること。

二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立つた施策の構築を図ること。

三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報伝達に関する法律案附則第五条第二項の検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これを利用して不当な利得を得ようとする事業者が存在することを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。

五 米粉用米・飼料用米等の新用途米穀の生産拡大を図るには、確実な需要先の確保が重要であることにかんがみ、食品加工業者や畜産農家等の実需者が、新用途米穀の利用に意欲を持つて取り組める需要喚起策を講ずること。

右決議する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十一年三月二十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 生産調整方針（第五条―第七條）」を「第一款 生産調整方針（第五条―第七條）」を「第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業

を行う者の遵守事項（第七條の二・第七條の三）」に改める。

第二章第二節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

（遵守事項）

第七條の二 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができる。

（勧告及び命令）

第七條の三 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定め

る事項を遵守していないと認めるときは、その者に對し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十七條第一項中「第五十八條」を「第五十九條」に改める。

第五十三條の見出しを「（都道府県が処理する事務等）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第五十六條中「第三十八條」を「第七條の三第二項又は第三十八條」に改める。

第五十七條中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十八條を削る。

第五十九條中「忌避した者は、三十万円」を「忌避し、若しくは質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円」に改め、同条を第五十八條とし、同条の次に次の一條を加える。

第五十九條 第四十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条中「第五十五条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定に」、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条(第七条の三第二項に係る部分に限る。一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条(第七条の三第二項に係る部分を除く。又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第二節第一款の次に一款を加える改正規定並びに第五十三条、第五十六条及び第六十条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月十六日

総務委員長 内藤 正光

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信地上放送の早期実現を図るための措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行による電波利用共益費用の使途の追加に伴う経費として、平成二十一年度一般会計予算(総務省所管)の電波利用料財源電波監視等実施費に約六十七億六千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、平成二十三年七月の地上放送の完全デジタル化に向け、必要な調査・支援の実施や国民に対する説明・相談体制の充実等を含め、官民協力してあらゆる方策を講じ、国民生活に支障を生ずることのないよう万全を期すること。

二、受信機器購入等の支援の実施に当たっては、施策の不知による申請漏れが生じないよう、あらゆる手段を講じて支援対象世帯に対する周知徹底を図るとともに、実施に係るすべての団体等に対し、支援対象世帯に係る個人情報保護の徹底を指導すること。また、関連省庁は、

連携して悪質商法、詐欺事件等の被害防止に万全の対策を講じること。

三、受信機器購入等の支援実施団体の選定及び同団体の業務の実施については、地域の実情に配慮しつつ、その透明性・公平性が確保されるよう努めること。

四、景気の後退等に伴う支援対象世帯数の増加等情勢の変化があつた場合においても、受信機器購入等の支援に支障が生じないよう、適切に対応すること。

五、移動受信信用地上放送の具体的な制度設計に当たっては、新産業の創出、地域振興、地域情報の確保、利用者保護等の観点に留意するとともに、事業者の決定に際しては、審査における公平性・透明性をより一層徹底すること。

六、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。
右決議する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

電波法及び放送法の一部を改正する法律

(電波法の一部改正)

第一条 電波法昭和二十五年法律第百三十一号の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「第二十七条の十五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四項中「人工衛星局という。」の下に「又は移動受信信用地上放送(放送法第二条第二号の二の六の移動受信信用地上放送をいう。以下同じ。)」をする無線局を、「開設する特定放送局」の下に「又は移動受信信用地上放送をする特定放送局」を加える。

第六条第一項第七号中「第二十四条の二第四項」の下に「第二十七条の十三第三項第七号」を加える。

第二十六条第二項中「第一号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十七条の十二第一項中「電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)」の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信」を「次の各号のいずれかに掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信信用地上放送に係る放送対象地域(放送法第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。における当該移動受信信用地上放送の受信

第二十七条の十三第一項中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、「同じ。」の下に「又は放

送系(放送法第二条の二第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。))を加え、同条第二項中「次に掲げる事項」の下に「(移動受信信用地上放送をする特定基地局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。))以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号から第九号までに掲げる事項を除く。))」を加え、第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

八 事業計画及び事業収支見積 九 放送事項

第二十七条の十三第二項第四号中「通信系」の下に「又は当該放送系を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「移動範囲」の下に「又は特定基地局により行われる移動受信信用地上放送に係る放送対象地域」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特定基地局の目的

第二十七条の十三第四項第三号中「通信系」の下に「又は放送系」を加え、同条第五項中「第五条第三項各号を」第一項の認定を受けようとする者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」に、「者に対して」を「とき」に、「第一項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 認定を受けようとする開設計画が移動受信信用地上放送をする特定基地局(他人の委

託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。))に係るものである場合 第五条第一項各号又は第三項各号

二 認定を受けようとする開設計画が移動受信信用地上放送をする特定基地局(他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。))に係るものである場合 第五条第四項第一号、第二号又は第四号

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第五条第三項各号

第二十七条の十四第一項中「同条第二項第三号」を「同条第二項第一号及び第四号」に改める。

第二十七条の十五第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総務大臣は、次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消さなければならぬ。

一 移動受信信用地上放送をする特定基地局(他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。))に係る認定開設者 第五条第一項各号

二 移動受信信用地上放送をする特定基地局(他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。))に係る認定開設者 第五条第四項第一号、第二号又は第四号

第二十七条の二十七及び第二十七条の二十八中「第二十七条の十五第二項」を「第二十七条の

十五第三項」に改める。

第九十九条の十一第一項第三号中「第二十七条の十五第一項若しくは第二項」を「第二十七条の十五第二項若しくは第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(電波利用料の特例)

15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助をラシーの向上のための活動に対する必要な援助設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。))を受信することのできる受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。))を受信することのできる受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デ

(放送法の一部改正)

第二条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の三中「無線局」の下に「又は移動受信信用地上放送をする無線局」を加え、同条第二号の二の五の次に次の一号を加える。

二の二の六 「移動受信信用地上放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。

第二条の二第六項中「受託放送事業者」の下に「(人工衛星の無線局の免許を受けた者に限る。))」を加える。

第九条の四第一項中「リまで」を「又まで」に改め、同条第二項中「第五十二条の十七第二項」を「第五十二条の十七第二項第一号」に改める。

第五十二条の八第一項第一号中「場合」を「場合又は移動受信信用地上放送をする場合(いずれも」に改め、同条第三項中「行う一般放送事業者」の下に「及び移動受信信用地上放送を行う一般放送事業者」を加える。

第五十二条の十三第一項第五号中「リまで」を「又まで」に改め、同号へ中「第五号」を「第六号」に改め、同号リ中「子まで」を「リまで」に改め、同号リを同号又とし、同号チの次に次のように加える。

リ 電波法第二十七条の十五第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の十三第二項第四号中「人工衛星の放送局」を「無線局が人工衛星の無線局である

場合に於ては当該無線局」に改め、「位置」の下に「委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合に於ては当該移動受信用地上放送に希望する放送対象地域」を加える。

第五十二条の十四第一項第二号及び第三項第五号中「人工衛星の放送局」を「無線局が人工衛星の無線局である場合に於ては当該無線局」に改め、「位置」の下に「委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合に於ては当該移動受信用地上放送に係る放送対象地域」を加える。

第五十二条の十七第二項を次のように改める。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託放送事業者の申請により、第五十二条の十四第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

一 委託放送事業者の委託の相手方（以下この項において「委託の相手方」という。）の無線局が人工衛星の無線局である場合に於ては、電波法の規定により、委託の相手方以外の者が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送若しくは受託内外放送をする無線局の免許を受けたとき又は委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該委託に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合に於ては、電波法の規定により委託の相手方以外の者

が当該委託に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送をする無線局の免許を受けたとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第二条の二第四項の規定により総務大臣が放送普及基本計画を変更した場合において当該委託に係る放送対象地域について変更があつたとき。

三 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

第五十二条の二十四第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「人工衛星の」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 移動受信用地上放送をする無線局に係る電波法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定を受けている委託放送事業者が同法第二十七条の十五第二項の規定により当該認定を取り消されたとき。

第五十二条の三十一第一項中「人工衛星の無線局以外の無線局」を「無線局であつて、人工衛星の無線局及び移動受信用地上放送をする無線局のいずれでもないもの」に改め、同条第二項第五号中「第五号」を「第六号」に改め、同条中「第二十七条の十五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条中電波法附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。（開設計画に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法（以下「旧電波法」という。）

第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている開設計画は、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。次項において同じ。）を行うことを第一条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第二十七条の十三第二項第一号に掲げる特定基地局の目的として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、電気通信業務を行うことを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる特定基地局の目的として記載して同条第一項の規定により提出されたものとみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第二号の二の六の移動受信用地上放送に関連する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年四月十六日

環境委員長 有村 治子

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自主的な土壤汚染調査の増加、搬出汚染土壌の不適正処理などの土壤汚染問題の現状にかんがみ、土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充、講ずべき汚染の除去等の措置の内容を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壌の適正処理の確保に関する規制の新設などの措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

土壤汚染対策法の目的は国民の健康保護にあり、また、土壤汚染問題に対する国民の関心が大きいため、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、自主的調査の申請制度については、関係業界との連携を密にして、これを実施するとともに、その施行状況をも踏まえ、引き続き、汚染対策の在り方について検討すること。

二、汚染土壌の適正処理対策については、改正法に基づく措置が着実に実施されるよう都道府県を指導するとともに、不適正処理の実態把握に努め、適宜制度の見直しを行うこと。

三、都道府県に対し、改正後の第六十一条第一項、第二項に沿つて、土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び適切な提供、及び公園、

学校、卸売市場等の公共施設等の設置者が土壤汚染のおそれを自主的に把握することの促進に努めるよう趣旨を徹底すること。

四、大規模な土地の形質変更に對する土壤汚染状況調査などの改正法に基づく施策が確実に行われるよう、施行のための準備を的確かつ早急に行うこと。

五、土壤汚染の現状にかんがみ、未然防止措置について早急に検討を進めるとともに、工場等の操業中の段階から計画的に土壤汚染対策に取り組むための措置を検討すること。

また、土壤からの揮発経路による摂取リスクについても科学的知見を深めるとともに、土壤汚染による生活環境や生態系への影響の実態把握に努めること。

六、国際会計基準へのコンバージェンスにおける資産除去債務の適用に際し、導入が円滑に図ら

れるように周知徹底などに努めるものとし、また資産除去債務以外の環境債務についても適正な基準に関して調査・研究し、企業価値の向上や情報開示などを含めた検討を進めるものとする。

こと。その際、中小企業などが抱えている課題について配慮するよう努めるものとする。と。

右決議する。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

(小字及び一は衆議院修正)

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案

土壤汚染対策法の一部を改正する法律

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章」を「第五章」に、「第三章」指定区域の指定等(第五章・第六條)を「第四章」土壤汚染による健康被害の防止措置(第七章・第九

「第三章」区域の指定等

第一節 措置実施区域(第六條・第十條)

第二節 形質変更時要届出(第十一條・第十三條)

第三節 汚染土壌の搬出等に関する規制(第十六條・第二十一條)

第四節 汚染土壌の搬出時の措置(第十六條・第二十一條)

第五節 汚染土壌の搬出時の措置(第十六條・第二十一條)

第二十九條「第二十八條」を「第四十四條」第五十三條に、「第二十九條」第三十七條を「第五十四條」第六十四條に、「第三十八條」第四十二條を「第六十五條」第六十九條に改める。

第二條第二項中「及び第四條」を、「第四條第二項及び第五條」に改める。

第三條に次の二項を加える。

4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

「第三章 指定区域の指定等」を「第三章 区域の指定等」に改める。

第六條を削る。

第五條の見出しを「措置実施区域の指定等」に改め、同条第一項中「土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しない」を「土地が次の各号のいずれにも該当する」に、「その」を、「その」に、「汚染されている」を「汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。

二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

第五條第四項中「土壤の特定有害物質による汚染の除去」を「汚染の除去等の措置」に、「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同條を第六條とし、第三章中同條の前に次の節名を付する。

第一節 措置実施区域

第四條第一項中「前條第一項本文を」第三條第一項本文及び前條第二項に、「同項の環境大臣が指定する者に同項」を「指定調査機関に第三條第一項」に改め、同條第二項中「おいては」を「おいて」に改め、第二章中同條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四條 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土

地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

第七章の見出しを「汚染の除去等の措置」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、^{要措置}措置実施区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該措置実施区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかである場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該^{要措置}措置実施区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。

第七条第四項中「第一項、第二項又は前項において読み替えて準用する第四条第二項」を「前三項」に、「汚染の除去等の措置の実施」を「指示措置等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

い。

第八条第一項中「前条第一項の命令」を「前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示」に改め、「所有者等は」の下に、「当該土地において指示措置等を講じた場合において」を加え、「命令に係る汚染の除去等の措置に要した費用」を「指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、」に改め、同項ただし書中「汚染の除去等の措置」を「指示措置等」に改め、同条第二項中「汚染の除去等の措置」を「指示措置等」に改める。

第四十二条中「第九条第二項又は第三項を」第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十條第六項又は第四十条」に改め、同条を第六十九条とする。

第四十一条中「前条第一号」を「前条第一号」に改め、同条を第六十八条とする。

第四十条第二号中「第二十九條第一項若しくは第三項」を「第五十四條第一項若しくは第三項から第五項まで」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十六條」を「第五十條」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十二條第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

第三十九條中「第九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三條第四項、第四條第一項、第十二條第一項、第十六條第一項若しくは第二項又は第

二十三條第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七條の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者

三 第十八條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

四 第二十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

五 第二十條第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

六 第二十條第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

七 第二十條第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

八 第二十一條第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

九 第二十一條第三項の規定に違反して、送付をした者

第三十九條を第六十六條とする。

第三十八條中「第三條第三項、第四條第一項、第七條第一項若しくは第二項又は第九條第四項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二 第九条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理を業として行った者

四 第二十三条第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者

五 不正の手段により第二十二条第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。)又は第二十三条第一項の変更の許可を受けた者

六 第二十六条の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者

第三十八条を第六十五条とし、第七章中第三十七条を第六十四条とし、第三十六条の二を第六十三条とし、第三十六条を第六十二条とし、第三十五条を第六十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供。)

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

² 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

第三十四条を第五十九条とする。

第三十三条第一項中「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十二条中「第三十七条」を「第六十四条」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条第一項ただし書」に改め、同条第二号中「第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項」を「第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項」に改め、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号中「第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置」を「第七条第五項の指示措置」に改め、同条を同条第九号とし、同条第六号中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同条を同条第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 第七条第一項の指示に関する事務

第三十二条第五号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務

第三十二条を第五十七条とし、第三十一条を第五十六条とする。

第三十条中「第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項」を「第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十九条第一項中「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条を第五十五条とする。

域等)に改め、同条第五項中「第三項の下に」から第五項まで)を加え、同条を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前三項」に改め、同条を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であつた者に対し、その事業に關し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であつた者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十九条を第五十四条とする。

第二十八条第一項中「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第三号中「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十四条第一項の指定をしたとき。

二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。

三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。

第二十七条を第五十一条とする。

第二十六条中「第二十一条第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同条を第五十条とし、第二十五条を第四十九条とし、第二十二条から第二十四条までを二十四条ずつ繰り下げる。

第二十一条第一号中「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条第二号中「土壌汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更(次号において「土壌汚染状況調査等」という。)」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次のように加える。

イ 土壌汚染状況調査
ロ 措置実施区域等内の土地における汚染の除去等の措置
ハ 形質変更届出区域内における土地の形質の変更

第二十一条第三号中「土壌汚染状況調査等」を「前号イからハまでに掲げる事項」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「指定支援法人」を「前項の指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。))」に改め、同条を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第四十四条とする。

第十九条第一項第一号中「第十一条第一号」を「第三十条第一号」に改め、同項第二号中「第十三条第一項又は第十五条第一項」を「第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項又は第三十八条」に改め、同項第三号中「第十四条第三項又は第十六条」を「第三十六条第三項又は第三十九条」に改め、同条第二項を削り、第五章中同条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第四十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条第一項の規定により第三条第一項の指定が効力を失ったとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。

三 第三十五条(同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く。)又は第四十条の規定による届出を受けたとき。

第十八条中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条を第四十一条とする。

第十七条第一項中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十条とする。

第十六条中「第十二条各号」を「第三十一条各号」に、「執るべきこと」を「講ずべきこと」に改め、同条を第三十九条とする。

第十五条第一項中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(帳簿の備付け等)

第三十八条 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壌汚染状況調査等の業務に関

する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

い。

第十四条の見出し及び同条第一項中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条第二項中「第三条第一項」の下に「及び第十六条第一項」を加え、「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条第三項中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条を第三十六条とする。

第十三条の見出し中「事業所の」を削り、同条第一項中「第三条第一項の指定を受けた者(以下「指定調査機関」という。))は、土壌汚染状況調査」を「指定調査機関は、土壌汚染状況調査等」に、「所在地」を「名称又は所在地その他環境省令で定める事項」に改め、「ときは」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、「二週間前までに」を「十四日前までに、その旨を」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十五条とする。

第十二条各号中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定の更新)

第三十二条 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(技術管理者の設置)

第三十三条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う土地における当該土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定

める基準に適合するもの(次条において「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

第三十四条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壌汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

第十一条第二号中「第十九条第一項」を「第四十二条」に改め、同条を第三十条とする。

第十条の見出しを「(指定の申請)」に改め、同条第一項中「土壌汚染状況調査」の下に「及び第十六条第一項の調査(以下この章において「土壌汚染状況調査等」という。))」を加え、同条第二項を削り、同条を第二十九条とする。

第九条の見出し中「土地」を「形質変更時要届出形質変更届出区域」内における土地に改め、同条第一項中「指定区域内」を「形質変更時要届出形質変更届出区域」に改め、「土壌の採取その他の」を削り、同項ただし書中の「各号」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「指定区域」を「形質変更時要届出形質変更届出区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項中「指定区域」を「形質変更時要届出形質変更届出区域」に改め、同条第四項中「があった」を「を受けた」に、「受理した」を「を受けた」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条、一節及び一章を加える。

(適用除外)

第十三条 第四条第一項の規定は、形質変更時要届出形質変更届出区域内における土地の形質の変更については、

適用しない。

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査(以下この条において「申請に係る調査」という。)の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができ、この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

(台帳)

第十五条 都道府県知事は、^{要措置}措置実施区域の台帳^{形質変更時要届出}及び形質変更届出区域の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならぬ。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができる。

第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壤の搬出時の措置

(汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 ^{要措置}措置実施区域又は^{形質変更時要届出}形質変更届出区域^{要措置}に於て、

(以下「措置実施区域等」という。)内の土地の土壤(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。)を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く)は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出な

ければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一 当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態

二 当該汚染土壤の体積

三 当該汚染土壤の運搬の方法

四 当該汚染土壤を運搬する者及び当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壤を処理する施設の所在地

六 当該汚染土壤の搬出の着手予定日

七 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壤を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準に違反している場合

合 当該汚染土壤の運搬の方法を変更すること。

二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壤の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者(以下「汚染土壤処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託すること。

(運搬に関する基準)

第十七条 ^{要措置}措置実施区域等外において汚染土壤を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壤を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染土壤の処理の委託)

第十八条 汚染土壤を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く)は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 汚染土壤を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合

二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合

三 汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当

該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合 当該運搬を行った者

二 前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかつた場合 当該汚染土壤を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第二十条 汚染土壤を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出する者は、その汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壤の引渡しと同時に当該汚染土壤の運搬を委託した者当該委託が汚染土壤の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を委託した者に対し、当該委託に係る汚染土壤の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を委託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない

い。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者について準用する。

3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第一項（前項において準用する場合を含む。）以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票

の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

ない。

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

第二十二条 汚染土壌の処理（当該措置実施区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する

ものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があつるもの

4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。

8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二条第六項の環境省令で定める汚

染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至つたとき。

二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二条第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。)又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。

(名義貸しの禁止)

第二十六条 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもつて、他人に汚染土壌の処理を業として行わせるてはならない。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定制害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

ない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定制害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境省令への委任)

第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壌の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第八条の次に次の二条、節名及び一条を加える。

要措置
措置実施区域内における土地の形質の変更の禁止

第九条 措置実施区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(適用除外)

第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用し

ない。

第二節 形質変更時要届出
形質変更届出区域の指定等

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定制害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、土地の特定制害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域(以下「形質変更届出区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更時要届出
形質変更届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日までの間公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の土壤汚染対策法(以下「新法」という。)第二十二條第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前に

いても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

第三条 新法第四條第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三十日を経過する日以後に土地の形質の変更(同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第八條において同じ。)に着手する者について適用する。

(指定区域の指定に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壤汚染対策法(以下「旧法」という。)第五條第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一條第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更届出区

域とみなす。

(指定区域台帳に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法第六條第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五條第一項の規定による形質変更届出区域の台帳とみなす。

(措置命令に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした旧法第七條第一項又は第二項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

(汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧法第七條第一項の規定による命令を受けた者に係る旧法第八條の規定の適用については、なお従前の例による。

(形質変更届出区域の形質の変更の届出に関する経過措置)

第八条 施行日以後の日に附則第四條の規定により新法第十一條第二項に規定する形質変更届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九條第一項の規定による届出をした者は、新法第十二條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(汚染土壤の搬出時の届出に関する経過措置)

第九条 新法第十六條第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壤を当該措置実施区域等(同項に規定する措置実施区域等をいう。)外へ搬出しようとする者その他の委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者とする者を除く。について適用する。

(指定調査機関の指定に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三條第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に、新法第三條第一項の指定を受けたものとみなす。

(変更の届出に関する経過措置)

第十一条 新法第三十五條の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条に規定する事項を変更しようとする指定調査機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定調査機関については、なお従前の例による。

(適合命令に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前に旧法第十六條の規定によりした命令は、新法第三十九條の規定によりした命令とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為及び附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十五條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	池口 修次君
一川 保夫君	大塚 直史君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
神本美恵子君	亀井亜紀子君
亀井 郁夫君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	樺葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 康夫君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君

投票者氏名

友近	聡朗君	那谷屋正義君
内藤	正光君	直嶋 正行君
中谷	智司君	中村 哲治君
長浜	博行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君		長谷川憲正君
白 眞勲君		林 久美子君
姫井由美子君		平田 健二君
平野 達男君		平山 幸司君
広田 一 君		広中和歌子君
福山 哲郎君		藤末 健三君
藤田 幸久君		藤谷 光信君
藤本 祐司君		藤原 正司君
藤原 良信君		舟山 康江君
前川 清成君		前田 武志君
牧山ひろえ君		増子 輝彦君
松井 孝治君		松浦 大悟君
松岡 徹君		松野 信夫君
円 より子君		水戸 将史君
水岡 俊一君		峰崎 直樹君
室井 邦彦君		森 ゆうこ君
森田 高君		築瀬 進君
柳澤 光美君		柳田 稔君
山下八洲夫君		山根 隆治君
横峯 良郎君		吉川 沙織君
米長 晴信君		蓮 舩君
愛知 治郎君		青木 幹雄君
秋元 司君		浅野 勝人君
有村 治子君		石井 準一君
泉 信也君		磯崎 陽輔君
市川 一朗君		岩城 光英君
岩永 浩美君		衛藤 晟一君
尾辻 秀久君		岡田 広君

荻原 健司君	加治屋義人君
神取 忍君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イツセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
坂本由紀子君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川大紋君	橋本 聖子君
藤井 孝男君	古川 俊治君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸山 和也君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	白浜 一良君

谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 博司君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
近藤 正道君	福島みずほ君
洲上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	荒井 広幸君
大江 康弘君	松下 新平君
糸数 慶子君	川田 龍平君
山東 昭子君	田中 直紀君

○名

反対者氏名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

○名

賛成者氏名

岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
輿石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
鈴木 陽悦君	田中 康夫君
田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷岡 郁子君
千葉 景子君	ツルネ マルティ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
外山 斎君	徳永 久志君
轟木 利治君	富岡由紀夫君
友近 聡朗君	那谷屋正義君
内藤 正光君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	長谷川憲正君
白 眞勲君	林 久美子君
姫井由美子君	平田 健二君
平野 達男君	平山 幸司君
広田 一君	広中和歌子君

福山 哲郎君	藤末 健三君	世耕 弘成君	関口 昌一君	大江 康弘君	松下 新平君	小林 正夫君	行田 邦子君
藤田 幸久君	藤谷 光信君	田村耕太郎君	伊達 忠一君	糸数 慶子君	山東 昭子君	奥石 東君	今野 東君
藤本 祐司君	藤原 正司君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	田中 直紀君		佐藤 公治君	佐藤 泰介君
藤原 良信君	舟山 康江君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	中川 義雄君		櫻井 充君	自見庄三郎君
前川 清成君	前田 武志君	中川 義雄君	中村 博彦君	中村 博彦君		芝 博一君	島田智哉子君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	中山 恭子君	二之湯 智君	二之湯 智君	八名	下田 敦子君	主濱 了君
松井 孝治君	松浦 大悟君	西島 英利君	西田 昌司君	西田 昌司君	市田 忠義君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君
松岡 徹君	松野 信夫君	野村 哲郎君	南野知恵子君	南野知恵子君	小池 晃君	鈴木 陽悦君	田中 康夫君
円より子君	水戸 将史君	長谷川大紋君	橋本 聖子君	橋本 聖子君	仁比 聡平君	田名部匡省君	高嶋 良充君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君	藤井 孝男君	古川 俊治君	古川 俊治君	川田 龍平君	高橋 千秋君	武内 則男君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君	牧野たかお君	松田 岩夫君	松田 岩夫君		谷 博之君	谷岡 郁子君
森田 高君	築瀬 進君	松村 祥史君	松村 龍二君	松村 龍二君		千葉 景子君	ツルギマデ君
柳澤 光美君	柳田 稔君	松山 政司君	丸山 和也君	丸山 和也君		津田弥太郎君	辻 泰弘君
山下八洲夫君	山根 隆治君	溝手 顕正君	森 まさこ君	森 まさこ君		外山 斎君	徳永 久志君
横峯 良郎君	古川 沙織君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	山内 俊夫君		轟木 利治君	富岡由紀夫君
米長 晴信君	蓮 舫君	山崎 正昭君	山田 俊男君	山田 俊男君		友近 聡朗君	那谷屋正義君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	山谷えり子君	山本 一太君	山本 一太君		内藤 正光君	直嶋 正行君
秋元 司君	浅野 勝人君	山本 順三君	吉田 博美君	吉田 博美君		中谷 智司君	中村 哲治君
有村 治子君	石井 準一君	吉村剛太郎君	義家 弘介君	義家 弘介君		犬塚 直史君	西岡 武夫君
泉 信也君	磯崎 陽輔君	脇 雅史君	荒木 清寛君	荒木 清寛君		植松恵美子君	長谷川憲正君
市川 一朗君	岩城 光英君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	浮島とも子君		小川 勝也君	白 眞勲君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君	加藤 修一君	風間 昶君	風間 昶君		尾立 源幸君	姫井由美子君
尾辻 秀久君	岡田 広君	草川 昭三君	木庭健太郎君	木庭健太郎君		大石 正光君	平野 達男君
荻原 健司君	加治屋義人君	白浜 一良君	谷合 正明君	谷合 正明君		大久保 勉君	広田 一君
神取 忍君	川口 順子君	西田 実仁君	浜田 昌良君	浜田 昌良君		大島九州男君	福山 哲郎君
河合 常則君	木村 仁君	浜四津敏子君	松 あきら君	松 あきら君		岡崎トミ子君	藤田 幸久君
岸 宏一君	岸 信夫君	山口那津男君	山下 栄一君	山下 栄一君		加藤 敏幸君	藤本 祐司君
北川イツセイ君	小池 正勝君	山本 香苗君	山本 博司君	山本 博司君		金子 恵美君	藤原 良信君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	鰐淵 洋子君		亀井亜紀子君	前川 清成君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	近藤 正道君	福島みづほ君	福島みづほ君		川合 孝典君	牧山ひろえ君
坂本由紀子君	島尻安伊子君	淵上 貞雄君	又市 征治君	又市 征治君		川崎 稔君	松井 孝治君
末松 信介君	鈴木 政二君	山内 徳信君	荒井 広幸君	荒井 広幸君		喜納 昌吉君	松岡 徹君
						工藤堅太郎君	

円より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君
森田 高君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
秋元 司君	浅野 勝人君
有村 治子君	石井 準一君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
市川 一朗君	岩城 光英君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
神取 忍君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イツセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
坂本由紀子君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川大紋君	橋本 聖子君

反対者氏名

藤井 孝男君	古川 俊治君
牧野たかお君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	丸山 和也君
溝手 顕正君	森 まさこ君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	義家 弘介君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
白浜 一良君	谷合 正明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
荒井 広幸君	大江 康弘君
松下 新平君	糸数 慶子君
川田 龍平君	山東 昭子君
田中 直紀君	

○名

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四
二 東京都港区虎ノ門二丁目
独四号区
立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
一〇円 一五円